

## 救護施設が行うべき生活困窮者支援の行動指針（第三次）

### 基本方針について

第二次行動指針で整理した「救護施設として取り組むべき生活困窮者支援に係る事業」に引き続き取り組み、救護施設が行う生活困窮者支援の一層の推進を図る。また、重点項目（3年を目安に取り組む）を設定し、関係事業の・活動の推進状況等を把握するとともに達成に向けての検証を行う。

#### 《重点項目》

- ◆生活困窮者自立支援制度による就労支援（就労準備支援・認定就労訓練）への取り組みを積極的に推し進めることで、認定就労訓練を全ての救護施設で実施することを目指す。
  
- ◆会員施設における第三者評価の受審を促進し、福祉サービスの質の向上を目指すとともに、救護施設の「見える化」を進める。